



平成27年5月12日

各 位

株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ
代表者名 代表取締役社長 長 井 啓
(コード番号：6324)
問合せ先 執行役員 上 條 和 俊
TEL 03-5471-7810

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、定款の一部変更について平成27年6月19日開催予定の2014年度定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されました。当該法律改正に伴い、新たに責任限定契約を締結できることになる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第30条(取締役の責任免除)および第41条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第30条第2項(取締役の責任免除)の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第30条2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第41条2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第41条2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 定款変更の日程

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成27年6月19日(金曜日) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成27年6月19日(金曜日) |

以上